

第 444 回 東京地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日 時 令和 6 年 9 月 13 日（月）午後 2 時 30 分～午後 3 時 27 分  
2 場 所 九段第 3 合同庁舎 11 階 共用会議室 1-1、1-2  
3 出席者 公益代表委員 6 名 労働者代表委員 6 名 使用者代表委員 6 名

都留会長 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまより第 444 回東京地方最低賃金審議会を始めます。

主任賃金指導官 本日は、ペーパーレス化の取組として、紙の資料と併せてデータを格納したタブレットを配布をしております。適宜御活用ください。また、操作手順のペーパーを御用意しておりますが、不明な点ございましたら事務局にお申し付けください。

お手元の資料の確認をさせていただきます。本日お配りしております資料は、議事次第、座席表、資料集、特定（産業別）最低賃金の改正に係る申出趣旨説明者名簿、こちら、紙のみになりますが、以上の 4 点になります。不足等ありましたら、事務局にお申し付けください。以上です。

都留会長 ありがとうございます。続きまして、委員の出欠状況について、事務局から報告をお願いします。

主任賃金指導官 本日は、委員定数 18 名全員が御出席ですので、現時点におきまして、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に定める定足数である、全委員の 3 分の 2 以上、又は各側委員の各 3 分の 1 以上を充たしておりますことを御報告します。

都留会長 ありがとうございます。それでは、審議に入ります。

まず、議事（1）特定最低賃金の改正決定及び決定の申出についてです。申出要件につきましては、本審議会において審議いたしますので、事務局から現在までの申出状況について説明をお願いいたします。

課長補佐 これまでに申出のなされた 5 業種について御報告をいたします。資料集お配りしてございますが、資料 1 の 3 ページ目、特定（産業別）最低賃金改正等申出状況一覧表の方を御覧ください。

特定最低賃金につきましては、令和6年3月6日の本審におきまして、3業種の改正の申出にかかる意向表明、2業種の新設決定の申出にかかる意向表明がございました旨、御報告いたしました。

そして、令和6年7月24日に3業種についての改正の申出が、2業種についての新設決定の申出がございました。

具体的には、改正決定につきましては、

- ・ 東京都鉄鋼業最低賃金
- ・ 東京都はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金
- ・ 東京都自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業最低賃金

に関わる申出がございました。

また、新設決定につきましては、

- ・ 東京都電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金
- ・ 東京都自動車小売業（新車）最低賃金

にかかる申出がございました。

資料1の一覧表の右から4つ目のA列がございしますが、こちらの列は申出者が代表する基幹的労働者数、その右隣B列でございしますが、こちらは事務局で経済センサス等を基に推計算出したしました、当該業種の最低賃金の適用がされる基幹的労働者数でございします。

基幹的労働者とは、注の3から注の6に記載をしてございします。例えば鉄鋼業など見ていただくと、注3がございしますが、次の者を除くという形で、（1）18歳未満又は65歳以下の者という形で、（2）（3）という形で、これらを除外した労働者が基幹的労働者になってございします。

続きまして、資料集の5ページ目から34ページ目でございしますが、資料2から6でございします。タブレットでは、資料2から6でございしますが、これらは各特定最低賃金の申出書の抜粋を入れさせていただいてございします。

事務局において確認した結果、5件はいずれも、「新産業別最低賃金の運用方針」に照らして、適用される使用者及び基幹的労働者の範囲、

対象となる労働協約の適用数、申出者の適格性その他について、形式的要件でございます「新設2分の1以上」、「改正概ね3分の1以上」に該当していると判断しましたので、申出を受理いたしました。私からの説明は以上でございます。

都留会長

ありがとうございます。申出要件について何か御意見がございましたらお願いします。

よろしいですか。

御意見がないようでしたら、この5業種について、申出要件等について特段問題ないということでよろしいですね。

(「異議なし」の声)

よろしければ、議事(2)特定最低賃金の改正決定及び決定の必要性の諮問について、に進みます。

本日、東京労働局長より、特定最低賃金の改正決定及び決定の必要性の有無について、諮問をされる御意向とのことですので、当審議会としてこれをお受けいたします。

それでは、局長、よろしく申し上げます。

(諮問文手交)

賃金課長

それでは、各委員に諮問文の写しをお配りいたします。

(諮問文(写)配付)

都留会長

それでは、事務局は諮問文を読み上げてください。

賃金課長

初めに、一番上でございます改正3業種についての諮問文になります。

東労発基0913第1号

令和6年9月13日

東京地方最低賃金審議会 会長 都留康 殿

東京労働局長 富田望

東京都鉄鋼業ほか2件に係る特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第1項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

東京都鉄鋼業最低賃金(平成24年東京労働局最低賃金公示第5号)

東京都はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金（平成20年東京労働局最低賃金公示第2号）

東京都自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業最低賃金（平成20年東京労働局最低賃金公示第3号）

2枚目になります。こちらは新設の決定の申出に対する諮問になります。

東労発基0913第2号

令和6年9月13日

東京地方最低賃金審議会 会長 都留康 殿

東京労働局長 富田望

東京都電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業に係る特定最低賃金の決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第1項の規定に基づき、下記の最低賃金の決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

東京都電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金

続きまして、3枚目になります。こちらにも新設の決定に対する諮問になります。

東労発基0913第3号

令和6年9月13日

東京地方最低賃金審議会 会長 都留康 殿

東京労働局長 富田望

東京都自動車小売業（新車）に係る特定最低賃金の決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第1項の規定に基づき、下記の最低賃金の決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

東京都自動車小売業（新車）最低賃金

都留会長

ありがとうございます。ただいま、東京労働局長から、特定最低賃金の改正決定及び決定の必要性の有無について諮問がありました。特定最低賃金にかかる必要性審議については、関係労使のイニシアティブと効率的運営の観点から適切に行うものとするとされていることから、この必要性の有無にかかる諮問について、検討委員会に審議を付託するということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

都留会長

ありがとうございます。それでは、令和6年度特定最低賃金の必要性の有無及び審議の進め方等につきましては、検討委員会の場で審議していただくことといたします。

事務局は、この検討委員会の審議を踏まえて、今後、必要な日程調整等について、労使各側と緊密に連携をするようお願いいたします。

それでは、議事（3）特定最低賃金の改正決定及び決定の申出者による申出趣旨説明に進みます。

特定最低賃金の改正決定及び決定について、この場で申出者による申出の趣旨説明を行っていただきたいと思います。特定最低賃金の名称は長いので略して申し上げますが、本日は、鉄鋼業、はん用機械器具製造

業、輸送用機械器具製造業、電気機械器具製造業、自動車小売業（新車）の順にお願いしたいと思います。

それでは、申出者に入室いただきますので、少々お待ちください。

（申出者入室）

都留会長  
大島委員

それでは、労側委員から申出者の紹介をお願いいたします。

趣旨説明の方なんですけど、お配りいただいた趣旨説明者名簿、1枚のものがあります。本日は、改正3業種についての趣旨説明者が3名で、新設2業種については、改正、既存のものではない業種なもので、より慎重に議論したいという観点から、その取扱いについては、この後行われます、検討委員会の方で議論をお願いしたいということです。また、その中で、何らかの申出業種については発言する機会も設けていただきたいというお願いをまず述べさせていただきます。

それとですね、新設については、また取扱いは検討委員会の方で議論していただくと先ほど言ったんですが、本日、我々の、この労働側の委員の中で金子委員の方が電気出身ですので、この名簿には載っていないのですが、一言発言をお許しいただきたいなと思っております。

それでは、紹介の方をさせていただきます。

まず、鉄鋼業に関しましては、吉永さん。日本基幹産業労働組合連合会 東京都本部で副委員長、そして単組の方はJFEスチール本社労働組合の執行委員長をしております。

はん用機械の方は中澤さん。JAM東京千葉で副執行委員長、そして単組の方ではダイキン工業労働組合 東京支部で執行委員長をされています。

輸送機械の方は島村さん。全日本自動車産業労働組合総連合会 東京地方協議会で事務局長、そして、単組、連合会含めてですが、日野自動車関連労働組合連合会で事務局次長、そして単組の方が日野自動車労働組合 組織局局長ということになります。よろしくをお願いいたします。

都留会長

ありがとうございます。申出者の皆様には、お忙しいところ、お越し

いただきましてありがとうございます。御発言は、業界の動向を踏まえて、時間としては10分から15分以内でお願いします。

それでは、最初に、鉄鋼業の申出者の方から本件申出趣旨について御説明をお願いいたします。

吉永申出者

それでは、東京都鉄鋼業最低賃金の改正決定の申出にかかる趣旨説明をさせていただきたいというふうに思います。私は、日本基幹産業労働組合連合会 東京都本部の吉永でございます。出身組織はJ F E スチールの本社労働組合です。どうぞよろしくをお願いいたします。

委員の皆様御存じの通りですね、産業別の最低賃金は、労働条件の向上と事業の公正競争の確保を目的に、産業ごとの基幹的労働者の賃金の最低額を保障する制度であります。

この産別最賃を改正することは、昨今の賃金引上げの動きを非正規労働者や低所得者層にまで波及させ、産業、企業の維持発展に向けた優秀な人材の確保と定着を図るとともに、経済の好循環につなげるための重要な取組であると我々は考えております。

まず、足下の鉄鋼最賃の状況でありますけれども、近年、地域別の最低賃金が急激に引上がっている中で、鉄鋼最賃の優位性は縮小している状況にあります。特に、東京都、神奈川県鉄鋼最賃については、平成26年以降改正が行われておらず、地域別の最低賃金を下回っているのが実態であります。一方で、その他の地域における鉄鋼最賃については、至近、令和5年の改正において金額の引上げが行われています。

パート、アルバイトにも適用される地域別最低賃金の引上げはもちろん重要でありますけれども、鉄鋼業の労働条件を魅力あるものとする観点からは、他産業を上回る産業別最低賃金の設定が必要であると考えます。

鉄鋼業の製造現場で操業保全を担う者は、高度な専門性や高い習熟度を要することに加え、巨大な設備や大型の資材を扱うなど、日々危険と隣り合わせの作業に従事をしています。また、鉄鋼業の職場の多くが暑熱作業職場であり、各職場で熱中症の対策を講じているものの、その対応にも限界があるのが実態です。こうした大変厳しい環境にあっても、

鉄鋼業で働く人々は、我が国、そして世界に最高品質の鉄鋼製品を供給するべく、日々より良い製品作りに邁進をし、それぞれの職場で懸命に業務にあたっています。

また、営業部門、管理部門をはじめとするスタッフ部門においても、それぞれの持ち場、立場で生産活動を支えており、こうした生産現場とスタッフ部門における日々の研鑽と研究活動に対して、その働きの価値に見合った賃金水準の設定は必要不可欠であり、地賃や他産別の最賃と比較をして、より高い水準であってしかるべきと考えます。

働く者が職業を選択する上で重視するのは、賃金を中心とした魅力ある労働条件と労働環境によるところが大きく、鉄鋼業で働く労働者の賃金水準は、地賃や他産別の最賃と比較して魅力的でなければ人材の確保と定着は叶わず、我が国の基幹産業である鉄鋼業が今後急激に衰退をし、存亡の危機に直面する恐れがあります。

我々基幹労連では、今年の春季交渉において、産別組織一体となって賃金改善に注力をし、幾度の交渉を重ね、平均で1万5,699円の賃金改善を獲得しておりますが、その結果を労働組合が未組織の企業、団体に所属する労働者にも波及をさせていく必要があります。しかしながら、規模が小さな労働組合ほど賃金改善獲得額が少ない傾向にあり、こうした状況は日本鉄鋼業の競争力の礎である中小企業の人材の確保と定着に懸念を持たせるものであることから、こうした観点からも鉄鋼業の産別最賃の引上げの必要があると考えます。

先ほど来申し述べておりますとおり、優秀な人材の確保と定着は喫緊の課題であります。足下、国内の生産年齢人口が減少している中で、人材獲得競争は非常に激しいものとなっていることに加え、コロナ禍で在宅勤務等の柔軟な働き方が一般に浸透している中、製造現場での作業や交替勤務を希望する人は以前に比べて少なくなっており、製造業各社は人材の確保に苦慮しているのが実態です。また、各社においては、苦勞して獲得した人材を入社後に手厚くフォローし、育成を行っているものの、労働環境や処遇等を理由に退職する若手社員が増加しており、操業の維持に苦慮している事業所も多くございます。



こうした環境の中では、人材の確保と定着のために、これまで以上に労働環境と処遇の改善を行う必要があります。とりわけ鉄鋼業においては、国際競争が一層激化していることに加え、国が進める2050年カーボンニュートラルの実現への対応が求められています。鉄スクラップの再利用等による二酸化炭素排出量の抑制に加え、これまでにない超革新技術を用いた生産方法の技術開発が急務となっており、この世界に類を見ない難題に果敢に挑戦をし、鉄鋼業の未来を支える優秀な人材が必要不可欠であります。

こうした中、産別最賃の議論が行われることなく足下の状況が継続すれば、産業としての魅力が薄れ、人材の確保に大きな支障をきたすことになるとともに、人材不足が人員構成の歪みを生じさせ、技術、技能の伝承に支障をきたすことにもなると考えます。特に、高技能、長期能力蓄積型産業である鉄鋼業においては、技術と技能を確実に伝承していくことが非常に重要であり、そのためにも適切な産別最賃の設定が必要となります。

また、激しい国際競争への対応が求められている中で、我が国の鉄鋼業が生き残っていくためには、サプライチェーンを含めた国内の鉄鋼業全体の底上げが必要です。もし、仮に我が国の鉄鋼業が衰退することになれば、日本のものづくり産業全体の弱体化、ひいては日本経済が衰退することにつながります。

生産年齢人口が減少する中で、国内の鉄鋼業の競争力を維持強化させるためには、優秀な人材の確保と定着は喫緊の課題であり、そのためには、鉄鋼業で働く者の賃金水準を向上させ、産業、企業の魅力を高めていくことが求められます。そして、鉄鋼労働者の最低賃金を適正に底上げすることは、周辺産業の賃金の底上げを図ることにもつながり、その結果として、多くの労働者の賃金が底上げされ、消費の拡大に伴う地域経済の活性化にもつながるものと考えます。今後、更なる経済の好循環を実現するためにも、産業全体での賃金底上げが必要であり、その意味でも、鉄鋼業の最低賃金の引上げは必要不可欠であります。

最後になりますけれども、これまで申し述べたとおり、足下の厳しい

環境においても、世界に世界最高品質の鉄鋼製品を供給し、広く社会に貢献をしている鉄鋼業の重要性並びにその役割について改めて御認識をいただき、その価値を御評価いただく必要があると我々は考えています。

以上のことを御理解いただいた上で、鉄鋼業最低賃金の必要性についての審議をお願いいたします。私からは以上でございます。

都留会長

吉永さん、どうもありがとうございました。

続きまして、はん用機械器具製造業の申出者の方から御説明をお願いいたします。

中澤申出者

ただいまより、はん用機械器具、生産用製機械器具製造業における2024年東京都特定最低賃金の申出について、趣旨説明をいたします。私は、機械金属製造業の労働組合を組織する産業別労働組合 JAM東京千葉で副執行委員長並びに東京都の中央地域協議会で議長を務めております中澤と申します。先ほど御紹介ありました通り、出身はダイキン工業労働組合 東京支部で支部執行委員長を務めております。よろしく御願ひいたします。

まず、JAMの方ですが、JAMは機械金属産業の中でも、とりわけ中小企業の労働組合を中心に約1,800単組で構成している組織ということになります。東京都では約150単組あり、その大半が中小のはん用機械器具、生産用機械器具製造業の組織ということになっております。本日は、そのはん用機械器具、生産用機械器具製造業の特定最低賃金申出について、その申出組織としての趣旨説明をさせていただきます。

まず一点目、はん用機械器具、生産用機械器具製造業の概要と重要性ということについてです。

はん用機械器具、生産用機械器具製造業は、様々な分野の機械器具製造業を網羅している業種であります。一般産業用工業用機械、工作機械、金属加工機械から、農業、建設、半導体製造装置、軸受け機械器具、部品などに加え、機械を作るための機械、マザーマシンと言われるようなものも含め、まさに日本のものづくり、製造業を支える基盤的産業、業種と言えます。

そのような日本のものづくり、製造業を支える、はん用機械器具、生産用機械器具製造業には、高品質、高付加価値の機械や部品を製造する高度熟練技能労働者の存在が不可欠です。その熟練の技によって磨かれた技術や技能が、世界に負けないメイドインジャパンの製品を生み出してきたことは言うまでもありません。

二点目、はん用機械器具、生産用機械器具製造業の実態と課題についてです。

はん用機械器具、生産用機械器具製造業の現場を担う高度熟練技能労働者は、昨今、大企業でも採用や人材確保、長期雇用の上で育成していくことの難しさなど課題を抱えております。それ以上に、多くの中小企業では、人材確保をした上で育成をしていくことが困難な実態があります。その理由としては様々挙げられますが、特に若い労働者が製造現場、その中でも特段中小の製造現場に就職したがる、魅力を感じるものが少なく、長期的に定着しない製造業離れ、現場離れ、こういったことが大きな要因となっております。

JAMの組織で、東京の大田区、ここでの中小零細企業の現場を見ますと、定年を過ぎた再雇用の熟練技能者に製造を頼っている企業、あるいは外国人労働者を技能育成してなんとか仕事を回している企業、そういったところが少なくないのが実態であります。当該産業の中小零細企業は地域の労働者にとって魅力のある職場ではない、そのような危機感が深刻化していると言えます。

三点目、中小零細企業の労働者賃金の実態についてです。

昨今では、価値観や働く上でのモチベーションについて、賃金以外にも、労働時間、休暇、休日数、各種ハラスメント対策、快適な職場環境など、労働者の就業意欲向上のための要素は多様化しております。しかし、依然として賃金への関心は最も高く、また、賃金決定の背景にある自分の仕事や働きに関する評価、納得性、こういったことも就業意欲に対して大きなウェートを占めております。また、現在、産業間で人材の奪い合いとなっている状況があり、企業には人材確保への対策を早期に行うことが求められております。

そうした中では、産業全体として賃金水準を引き上げていくことが重要であり、賃金の魅力を高めることも必要な要素というふうになっていると思います。

ここで、JAMの東京地域における春闘の結果について触れておきます。

冒頭申しました、中小のはん用機械器具、生産用機械器具製造業の労働組合が集まるJAMの中で、東京地域における2024春季生活闘争の結果では、規模間の格差拡大が明白となっております。

まず、全147労組のうち、回答があったのは119労組で、81パーセントという結果でありました。2割近い労組が春闘において要求や回答がない、あるいは取り組めていない、そんな実態があります。

また、回答については、加重平均で1万6,910円、4.99パーセント、単純平均で1万3,232円、4.52パーセント。これを規模別で見ると、300人未満では、59労組の中で1万772円、3.84パーセント。1,000人以上では、34労組で1万8,744円、5.58パーセントと、規模間の格差は大きく、ベースとなる月例賃金の水準格差は更に大きいということが伺えます。

ベア賃金改善については、117労組、全体の79.6パーセントで回答があり、9,423円との結果でした。2024春季生活闘争の回答全体で見ると、中小労組であってもベアを獲得している状況ではあります。ベアを獲得できず、定昇相当のみという労組は中小労組に多く見られました。

この結果からすると、大規模労組の方が高い獲得額を得ておりますが、その中でも中小労組の健闘も大きく見受けられたということも言えます。しかしながら、この規模間の格差、これは否めない。ベア額は、規模別で見ると、300人未満では8,106円、1,000人以上では1万1,006円。この額だけ見ても、この規模間格差が大きいことは明白であります。加えて、この300人未満の労組を更に区分し、100人未満の労組ということで見ると6,285円となり、さらに大きな格差となっている事実もございます。

JAM全体でも連合でも、春季生活闘争における中小労組の健闘が評価されてはいますが、中小労組の全てにおいて大企業並みの回答とは

なっておりません。強い危機感を持った限られた中小の労使が大規模労組以上の回答を引き出している、こういった実態です。

以上は労働組合の春季生活闘争の結果であります。一方で、労働組合がない企業、未組織労働者の賃上げはさらに難しく、規模間格差がより大きいことは想像に難くありません。

こうした未組織労働者に対しても、労働組合が行う春季生活闘争のような労使交渉の結果を代替、補完する機能として、最低賃金制度が活用されるべきではないかというふうに認識します。それは、地域別最低賃金のように、すべての労働者、すべての産業を一律にというものではなく、産業の実態や特性に合わせて、当該産業の労使交渉結果を反映するものとして、その当該関係労使が協議する特定最低賃金が必要であるということです。

四点目、特定最低賃金の目的と役割についてです。

最低賃金法第1条では、その目的として、労働条件の改善、労働者の生活の安定、労働力の質的向上、事業の公正な競争の確保に資することなどが挙げられております。地域別最低賃金は、すべての労働者の生活の安定、いわゆるセーフティネットの役割を主に担っています。

一方で、この特定最低賃金は、主に労働力の質的向上、事業の公正な競争の確保という目的を果たす役割を担っております。当該産業の申請と労使の協議によって、地域別最低賃金額以上の高い水準を定めていくことにより、その産業を魅力的なものにし、より良質な労働者を集めて労働力の質的向上、生産性の向上を図ることにつながるのではないのでしょうか。また、各企業間の賃金コスト削減競争や賃金ダンピングを抑制し、低廉な賃金の企業参入を防止することによって企業の公正な競争の確保を図ることにもなります。

これらの良質な労働力確保や事業の公正競争によって、当該産業の高度な製品維持による発展と魅力ある産業につなげることが求められております。

まとめに入る前に、少し、私の労組、自社のことについて触れておきます。

私の所属するダイキン工業労働組合は、会社としては、業種分類上、はん用機械器具、生産用機械器具製造業であり、従業員の多くが技術、技能を持った労働者ということになります。

2024年度の企業内最低賃金協定を労使合意で1,374円としており、東京都の10月1日付けの最低賃金1,163円からすると、200円以上の優位性を持っております。このことは、技術、技能を持った労働者を地域別最低賃金で括られる労働者と同等に扱えないということの表れでもあります。技術、技能を持った労働者が、技術も技能もない労働者と同等の賃金では何を励みに仕事をしたらいいのか。更に言えば、産業の魅力の発信はおろか、日本のものづくりを衰退させていくだけではないか、そのようなことで世界との競争力が保てるのか、そういったことを危惧します。

このようなことも踏まえた上で、まとめとします。

地域別最低賃金が引き上げられたことだけでは、労働者の生活の安定が図られたとは言いきれません。当該産業の魅力向上などを含め、目的、役割の異なる特定最低賃金の必要性がなくなるわけではありません。実際に、地域別最低賃金が上がると、パート労働者やアルバイト、有期雇用労働者にとっては大きな関心と労働意欲につながります。

しかし、はん用機械器具、生産用機械器具製造業で働く労働者やその産業に就業を目指そうという若者の多くは、地域別最低賃金の改定にさほど関心を持っていない。自分たちの産業が直接的に最低賃金が上がるとなれば関心になっていきます。産業の魅力も経営姿勢への敬意も感じることは、そのようなことがなしでは稀だというふうに認識をしております。

また、中小零細企業においては、新卒採用が少なく、採用するために入社賃金、初任給は決して低くないという場合が多くあります。問題は、その後において、この賃金が上がりにくい、すなわち、年齢による賃金カーブが横ばいの傾向になりがちだということ。申出では、適用労働者の範囲、適用する基幹労働者について、18歳未満又は65歳以上、あるいは清掃又は片付けの業務に主として従事する者、更に、雇入れ後2年未

満の者であって技能習得中の者、これを基幹的労働者から除外することとしております。

雇入れ後2年未満を除外するということでは、新卒の場合、20歳以上の従業員を対象としています。中途採用者でも、入社後2年を経過して一定の技能を得ると同時に、会社に今後の定着が期待でき、将来的に産業の中心、基幹的労働者として育成していく人を対象としている。この点も、すべての労働者を対象とする地域別最低賃金とは異なり、地域別最低賃金より少しでも金額を高く定めるのは不自然なことではないというふうを受け止めます。

産業の実情に合わせた特定最低賃金により、当該産業の魅力の創出、労働者の就業意欲向上を通じた産業の維持発展に向けて、当該労使の協議の場として、はん用機械器具、生産用機械器具製造業の申出と必要性を御理解、御認識いただき、御検討のほどよろしくお願いいたします。以上になります。

都留会長

中澤さん、ありがとうございました。

続きまして、輸送用機械器具製造業の申出者の方から御説明をお願いいたします。

島村申出者

私は、自動車メーカーで構成する労働組合の連合会の自動車総連の、その中の地方組織である東京地方協議会、また、その自動車総連の中の日野自動車労働組合連合会、そしてその一部であります日野自動車労働組合の島村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機械製造業、航空機・同附属品製造業の必要説明についてお伝えしたいと思います。

まず初めにですけれど、東京都では、2024年度の地域別最低賃金が2023年度を大きく上回る引上げとなり、近年、特定最低賃金が地域別最低賃金を下回った場合、審議の必要性ありに至らないというケースとなっております。

特定最低賃金と地域別最低賃金は、対象者、役割、機能とも異なる制度でありまして、地域別最低賃金が大幅に引き上げられたとしても特定

最低賃金の代わりを果たすことはできないと思っております。

金属産業では、人材の確保、定着が産業、企業の存続を許しかねない重要課題となっています。金属産業の付加価値生産性に見合った賃金を実現することによって、金属産業の健全かつ持続的な成長を図っていかなければならないと思います。

このような観点から、特定最低賃金の金額改定に取り組むことは必須であると思っております。

続きまして、特定最低賃金の金額改定に臨む基本的な考え方をお伝えしたいと思います。

自動車産業においてはですね、最近深刻化する人手不足への対応は予断を許さない状態となっております。未組織労働者も含めたすべての労働者の賃金を付加価値に見合った水準にしていくことで、特定最低賃金の意義、役割、必要性は何ら変わることはなく、むしろ高まっている状況にあることを御理解いただければと思います。

自動車産業の持続的な発展に向けては、産業の魅力向上や人材確保などの継続的な取組が不可欠であり、高い付加価値や生産性を生み出し続けている自動車産業においては、産業が生み出す付加価値の高さに見合った魅力ある特定最低賃金水準を確立し、地域別最低賃金に対し優位性を確保することが必要であります。

次にですね、自動車産業の状況ですけれど、製造9社における2023年度企業業績は、増収増益が9社となりました。2023年度の営業利益は、前年同期比で71.7パーセントのプラスとなっており、9兆2,226億円であります。

一方、部品企業88社の2023年度営業利益は、前年同期比28.2パーセント増の1兆9,560億円でした。2024年度通期予想は、各メーカーの増産計画等により増収増益を見込んでいる企業が多数あります。

ですが、原材料費やエネルギー価格、労務費など生産コストが上昇していることから、コスト上昇分を適正に価格転嫁するなどの対応が必要となっております。

続きまして、2024年度の春闘の取組における賃上げの結果の方、お伝



えしたいと思います。

平均賃金については、1,033単組において賃金改善分を要求いたしました。総額で、平均要求額は1万4,093円、うち賃金改善分の平均要求額は1万487円となっており、2014年以降で最も高い水準となっておりま

す。  
企業内最低賃金協定については、現時点における平均締結額は17万8,010円と、前年の17万680円から大幅に引上がっております。これを時給に換算すると1,113円に相当いたします。

私からの主張としましてはですね、まず最初に、自動車産業の魅力向上というところで、自動車産業における喫緊の課題である人材の確保、流出防止については、全業種において年々深刻な状況となっていることもあり、付加価値又は仕事の質、内容にふさわしい水準の特定最低賃金を確立しなければなりません。アルバイトなどの募集賃金に代表される地域別最低賃金と同程度の水準では、自動車及び部品の製造、自動車の販売、サービス、自動車整備などといった高付加価値業務を担う人材の確保もままならず、将来にわたる自動車産業の競争力の源泉を失いかねないと思います。

次に、自動車産業の付加価値の生産性についてお話をしたいと思

います。  
自動車産業の就業人口はおよそ1割、554万人を占める国内の主要産業である。こちらの産業としては、雇用の裾野の広さも相まって、日本経済、地域経済に対し、大きな貢献を果たしているものとなっております。また、自動車はですね、現代社会において必要不可欠なものであり、我々の生活を支えるものとなっております。

その競争力の源泉は、自動車産業が生み出し続けている高い付加価値生産性にあり、それに見合った特定最低賃金を設定しなければ、この高い付加価値をも毀損させることにつながりかねないと思います。

次にですね、自動車産業の底上げ、底支えと格差是正についてお伝えしたいと思

います。  
2024年春闘の取組における賃金改善分の獲得状況を見ますと、953単組

で賃金改善分を獲得し、全体の賃金改善分平均獲得額は7,700円となっております。この獲得額は昨年と比較して1.5倍となっており、力強い回答を引き出しております。

最後にまとめとなりますが、地方最低賃金審議会は、制度のあり方を議論する場ではなく、制度に基づいて申出した内容について審議をする場となっておりますので、特定最低賃金は地域別最低賃金とは対象者、役割、機能ともに異なる制度であり、地域別最低賃金が大幅に引き上げられても特定最低賃金の代わりはできないということを改めてお伝えしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。私からは以上です。

都留会長

島村さん、ありがとうございました。

続きまして、電気機械器具製造業の申出者の方から御説明をお願いします。

金子委員

金子でございます。お時間いただきありがとうございます。

本日は、皆様のお手元にも、タブレットにも資料が出ておりますが、通し番号でいければと思いますので、25ページにございます申出に則ってですね、お話をさせていただきたいというふうに思います。

電気の関係となりますので、25ページ申出書、あと関係の書類ですね、その後についております。

申出書の下にありますけれども、今回の申出は新設ということで、最低賃金法第15条第1項の規定により、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金の決定を決める申出ということで、7月の24日に提出をさせていただきました。同日に受けていただいているというところでございます。

資料にもありますけれども、この電気の3つの業種の中で、こういった部分は除きます、ですとか、記載をさせていただいております。

適用労働者数は、所定労働時間20時間以上の者で契約期間の定めがなく雇用されている労働者、契約期間の定めのある労働者であって、その契約が更新され、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者、また、雇入れの時から1年を超えて引き続き雇用されると見

込まれる労働者を対象として申出をさせていただきました。

また、申出書の4ポツにあります通り、新設ということですね、労働協約の適用労働者数が、東京労働局で調べていただいた労働者のその2分の1以上が必要だということで、2分の1を大きく超えている今回の申出というふうになっております。また、労働協約ケースでの申出ということも御理解いただきたいと思いますっております。

実際の数値はですね、26ページでございます。東京で使用されている労働者数3万1,579人に対して、私たちが集めた労働協約、3万1,284人ということで申出をさせていただいておりますので、御覧いただければと思います。具体的にはですね、次の27ページに表がついております。一番上のSMK労働組合。SMKから、一番下ですね、東京精密まで入れましてですね、3万1,284という労働協約というところでありまして、御確認いただければと思います。

特定最低賃金の位置付け、地域別最低賃金とは違う基幹的労働者の賃金を決定していくという意味からもですね、ぜひ真摯な議論をさせていただきたいというふうに考えております。

また、新設という申出ということから、業界状況や賃上げの状況、またそういった部分も含めまして、別の場で意見陳述というような形でさせていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。私、金子から以上です。

都留会長

はい、ありがとうございました。

申出者の皆様には、本会のために時間を割いていただきまして、誠にありがとうございました。

(申出者退出)

都留会長

それでは、議事(4)その他に移ります。他に何かございますか。

清田委員

ありがとうございます。趣旨説明のあり方について御意見申し上げたいと思います。今回、この新設業種に関しては、より慎重に議論をするために、この本審では趣旨説明を行わないという御主張がございました。

この点について、より慎重に議論をするためにこの本審で行わないということに対して、あまり理解が進みませんでした。

そもそも、申出者より申出の趣旨説明を本審において行うというところで確認をさせていただいたという事実がございます。

加えまして、検討委員会ではより慎重な議論をということではございましたが、最初のスタート地点におきましては、検討委員会以外の、都留会長はじめメンバーがいるこの本審の場で行うのが適切ではあるというふうに思っております。その点だけ意見として上げさせていただきたいと思っております。以上です。

都留会長

ありがとうございます。他に御意見等ございますか。

よろしいですか。

それでは、全体に関して何か御発言ありますか。

よろしいですか。

特にないようであれば、審議を終了といたします。

最後に、事務局から連絡事項があればお願いします。

賃金課長

次回の開催日程につきましては、後日、事務局より御連絡をさせていただきます。皆様の御出席をよろしくお願いいたします。

都留会長

どうもありがとうございました。

本日の議事録は審議会運営規程第7条に基づき、公益委員は私が、労側委員は大島委員、使側委員は布袋委員に確認をお願いします。

ありがとうございました。